

● (社) 日本硝子製品工業会認証 長期保存果実酒びんマーク運用規程

1) 目的

長期保存果実酒びん（以下「当該製品」とする）として一定の品質を有することを認証することで消費者の購買時判断に資することを目的とする。

- 2) (社) 日本硝子製品工業会（以下「工業会」とする）は、会員企業に対して、ある一定以上の設備規模基準を満たすガラス企業及び生産工程において生産され、工業会の定める「長期保存果実酒びん品質規格」（以下「当該びん規格」とする）の内容を満たしているとして申請された当該製品に対して、製品素材・工程管理を確認の上、(社) 日本硝子製品工業会認証 長期保存果実酒びんマーク（以下「工業会認証シール」とする）の貼付を、申請に基づいて認めるものとする。

また、当工業会技術委員会が、国内外を問わず『ある一定以上の設備・規模基準、生産工程』を有すると認定した工場で生産された当該製品について、当該びん規格などをもとに別途行う審査で合格した場合についても同様の取扱とする。

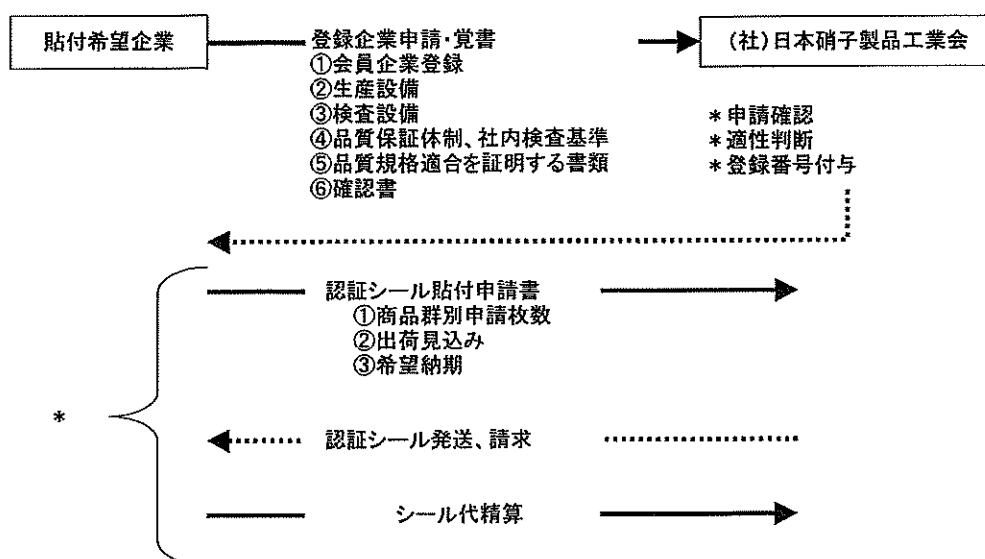
- 3) 前項2)における『ある一定以上の設備・規模基準、生産工程』の内容とするところは、下記項目を満たしている事。

- ① ソーダ石灰ガラスの溶解炉を有すること。
- ② 当該製品の生産、または加工を実施できる設備を有すること。
- ③ 当該規格に規定される検査設備を有すること。

- 4) 自社生産品以外の当該製品を扱い、これに工業会認証シール貼付を希望する場合、会員企業で且つ自社内あるいは当工業会技術委員会が認定した事業所で当該規格に基づく検査を行い、規格を満たすと証明できる書類を添付することで申請可とする。

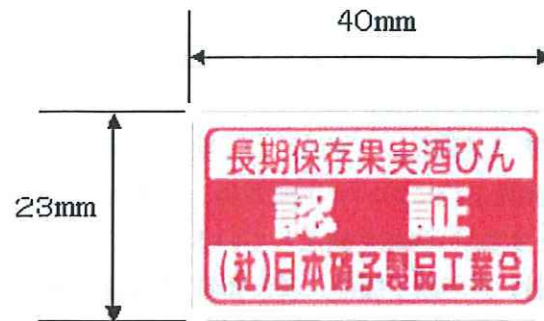
工業会会員企業外より工業会認証シール貼付の希望がある場合は、本運用規定に準拠する形で工業会事務局に別途申請し、工業会技術委員会で審査を受け、合格した場合のみ申請を受理する。

- 5) 申請手順 ① 登録企業申請覚書による企業適性判断と覚書合意により、申請企業として登録し、
② 登録有効期間（2年）であれば、都度『貼付申請書』によりシール貼付を申請する。
③ 登録更新は、登録有効期間内に行うものとする。但し、工業会会員の登録更新は不要とし、登録抹消は、事務局が当該工業会会員よりの連絡を受け実施するものとする。



- * 「登録番号」有効期間内であれば、何度でも申請可能。
* 「登録番号」は、申請受理日より2年間有効とし、期間満了後は自動継続しない。
但し、工業会会員企業は除く。
* 「登録番号」有効期間内とは、「シール代精算が完了する月」が期間内である事をいう。

6) 工業会認証シール仕様および色指定



認証マーク赤色色指定：PANTONE 186 C

7) 工業会認証シール貼付基準

- ① 工業会認証シールは、『本体貼付』を基本とする。
 - ② 工業会認証シール添付申請は当該製品の販売元が行うものとする。
 - ③ 当該製品に別シールを貼付する場合、工業会事務局に別途に申請の上で、工業会認証シールと別シールの双方を一体化して貼付することも可とする。
 - ③ 前項①を実施した場合に限り、工業会事務局に連絡の上で、個装箱、外箱に“(社)日本硝子製品工業会認証品”(以下『認証品印字』とする)とゴシック体で印刷することを可とする。
 - ④ 次のような使用は認められない。
 - ・前項①の実施無く、個装箱や外箱に工業会認証シールを貼付または認証品印字する事
 - ・商品进行特定せず、包括的な商品シリーズやブランドの販促物に認証品印字や工業会認証シールを印刷または貼付する事
 - ⑤ 工業会認証シールの認知、定着を図り、消費者の商品判断の有効な手だてとする事を目指し、その主旨に反する使用方法は認めない。
 - ⑥ 当工業会会員企業外の生産品に貼付する場合は、取扱責任窓口（申請窓口）を会員企業として申請する場合のみ申請を受け付ける。
 - ⑦ 運用過程で、貼付基準に変化が生じた時は、工業会事務局及び関係企業で検討し善処する。
- 8) 工業会認証シール使用は有償とする。
- 会員企業は工業会認証シールを当工業会指定の様式に基づき会員企業で印刷使用する事を可とし、会員外企業には工業会認証シールを工業会で準備し、申請枚数を有償で配布する。
- また、本規定の各事項を遵守し、工業会認証シール本来の目的を損なわない様、登録企業は利用に細心の注意を払うこととする。
- 9) 登録企業申請覚書記載事項に変更を生じた時は、速やかに工業会に申し出る事とする。
 - 10) 登録企業申請覚書および認証シール貼付申請書への虚偽記載や運用規程他の記載事項に照らし不適切な運用等が生じている場合は、登録番号有効期間内であっても、その不適切事態が解決するまで、工業会認証シールの貼付申請を受け入れない事とする。
 - 11) その他本規定の条項に対する疑義、改廃などは工業会事務局を窓口とし会員企業間で協議し決定するものとする。
 - 12) 本規程の運用は、2006年9月1日より開始する。